

特定非営利活動法人みんなの力駅西定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなの力駅西といい、略称をみんなの力駅西とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市北安江4丁目26番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日常生活における援助が必要な高齢者及び障害者に、介護サービスや自立に向けたサービスを提供し、地域での自立した生活を支援する事業を行う。また、高齢者・障害者・地域住民が共に安心して、楽しく豊かな生活ができるよう、様々な人材の育成と、地域に根ざした情報サービスを提供し、まちづくりや経済活動の活性化に関する事業を行い、地域福祉の向上・すべての人々が豊かで活力ある生活ができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法による居宅サービス事業
- (2) 介護保険法による地域密着型サービス事業
- (3) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 介護保険法による地域密着型介護予防サービス事業

- (5) 介護保険法による居宅介護支援事業
- (6) 障害福祉サービス事業
- (7) 地域生活支援事業
- (8) 移送サービス事業
- (9) 介護職員の養成・研修事業
- (10) 地域ふれあい事業・飲食事業・賃貸事業・旅館その他宿泊施設の設置、運営、管理の事業
- (11) サービス付き高齢者向け賃貸住宅・有料老人ホームの設置、運営、管理の事業
- (12) 上記各事業に関する情報提供事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人

(2) 支援会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援するために入会した個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体

(4) 名誉会員

この法人に対して功労のあった者、学識経験者又は著名人で理事会において名誉会員として推薦された個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 15人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第1項、同条第2項、次条第1項第2号、第50条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金（第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由よりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人、財団法人又は社団法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過

半数をもって決する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 市原 義昭
理事 森田 幸恵
同 相良 まり
監事 山本 勝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年10月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	10,000円
支援会員	1,000円
賛助会員	
個人	0円
団体	1,000円
法人	5,000円
名誉会員	0円

(2) 年会費

正会員	12,000円	
支援会員	3,000円	
賛助会員		
個人	1口 1,000円	1口以上
団体	1口 5,000円	1口以上
法人	1口10,000円	1口以上
名誉会員	0円	

当法人の現行定款に相違ない
特定非営利活動法人みんなの力駅西
理事長 市原 義昭

令和3年度 事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの力駅西

1 事業実施の方針

前年度と同様に、法人としての組織基盤を確立し、各事業の運営を行い、社会的信用をより高めていく事に力を注ぐとともに、活動内容についても積極的に広報活動を行い、会員拡大と体制整備に重点を置き、事業の拡大を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
介護保険法による居宅サービス事業	要介護状態にある高齢者に対し、居宅サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市内	1人	市内の要介護認定高齢者 2名/日	0
介護保険法による地域密着型サービス事業	要介護状態にある高齢者に対し、地域密着型サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市内	5人	市内の要介護認定高齢者 7名/日	24,500
介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業	要支援状態にある高齢者に対し、介護予防サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市内	5人	市内の要支援認定高齢者 3名/月	540
介護保険法による地域密着型介護予防サービス事業	要支援状態にある高齢者に対し、地域密着型介護予防サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市内	1人	市内の要支援認定高齢者 2名/日	0
介護保険法による居宅介護支援事業	要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、居宅介護支援サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市内	1人	市内の要介護・要支援認定高齢者 30名/月	4,000

障害福祉サービス事業	障害者に対し、障害福祉サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の障害者 1名/月	0
地域生活支援事業	障害者に対し、地域生活支援サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の障害者 1名/月	0
移送サービス事業	旅客自動車運送事業を行う。 高齢者・障害者への移送サービスを提供し、かつ、地域の防犯パトロール・高齢者や障害者の安否確認等に関する活動を行う。	通年 随時	金沢市 内	5人	市内の高齢者・障害者 駅西地区地域住民 1名/月	70
介護職員の養成・研修事業	ホームヘルパーの養成・研修等 人材育成の教育研修に関する業務を行う。	通年 随時	金沢市 内	1人	不特定多数の県民 年間延べ 5名	0
地域ふれあい事業・飲食事業・賃貸事業・旅館その他宿泊施設の設置、運営、管理の事業	地域住民へ、地域コンシェルジュサービスの提供。 コミュニティースペース（ふれあい拠点等）・簡易宿所・コミュニティサービス（訪問理容・配食サービス等）機能を持った、雇用促進に繋がる、地域住民参加型の理容・飲食サービス等を提供する。 地域での世代を超えた交流促進イベントの企画・運営に関する活動を行う。 地域コミュニティの調査研究・活動推進・情報提供等及び、コミュニティビジネスの創出・育成と支援等に関する活動を行い、地域の活性化に繋がる（起業志望・ボランティアリーダー等）人材育成の養成・研修・交流・支援等に関する活動を行う。	通年 随時	金沢市 内	5人	不特定多数の県民及び 駅西地区地域住民 年間延べ 260名	3,190
上記各事業に関する情報提供事業	会報・機関紙の発行、ホームページ・メールマガジン等を利用した情報提供。	通年 随時	金沢市 内	5人	不特定多数の県民	700

令和4年度 事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人みんなの力駅西

1 事業実施の方針

前年度と同様に、法人としての組織基盤を確立し、各事業の運営を行い、社会的信用をより高めていく事に力を注ぐとともに、活動内容についても積極的に広報活動を行い、会員拡大と体制整備に重点を置き、事業の拡大を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
介護保険法 による居宅 サービス事 業	要介護状態にある高齢者に対し、居宅サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の要介護認定高齢者 2名/日	0
介護保険法 による地域 密着型サー ビス事業	要介護状態にある高齢者に対し、地域密着型サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	5人	市内の要介護認定高齢者 7名/日	24,500
介護保険法 による介護 予防・日常 生活支援総 合事業	要支援状態にある高齢者に対し、介護予防サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	5人	市内の要支援認定高齢者 3名/月	540
介護保険法 による地域 密着型介護 予防サービ ス事業	要支援状態にある高齢者に対し、地域密着型介護予防サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の要支援認定高齢者 2名/日	0
介護保険法 による居宅 介護支援事 業	要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、居宅介護支援サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の要介護・要支援認定高齢者 30名/月	4,000

障害福祉サービス事業	障害者に対し、障害福祉サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の障害者 1名/月	0
地域生活支援事業	障害者に対し、地域生活支援サービス等を提供する。	通年 随時	金沢市 内	1人	市内の障害者 1名/月	0
移送サービス事業	旅客自動車運送事業を行う。 高齢者・障害者への移送サービスを提供し、かつ、地域の防犯パトロール・高齢者や障害者の安否確認等に関する活動を行う。	通年 随時	金沢市 内	5人	市内の高齢者・障害者 駅西地区地域住民 1名/月	70
介護職員の養成・研修事業	ホームヘルパーの養成・研修等 人材育成の教育研修に関する業務を行う。	通年 随時	金沢市 内	1人	不特定多数の県民 年間延べ 5名	0
地域ふれあい事業・飲食事業・賃貸事業・旅館その他宿泊施設の設置、運営、管理の事業	地域住民へ、地域コンシェルジュサービスの提供。 コミュニティースペース（ふれあい拠点等）・簡易宿所・コミュニティサービス（訪問理容・配食サービス等）機能を持った、雇用促進に繋がる、地域住民参加型の理容・飲食サービス等を提供する。 地域での世代を超えた交流促進イベントの企画・運営に関する活動を行う。 地域コミュニティの調査研究・活動推進・情報提供等及び、コミュニティビジネスの創出・育成と支援等に関する活動を行い、地域の活性化に繋がる（起業志望・ボランティアリーダー等）人材育成の養成・研修・交流・支援等に関する活動を行う。	通年 随時	金沢市 内	5人	不特定多数の県民及び 駅西地区地域住民 年間延べ 390名	4,190
上記各事業に関する情報提供事業	会報・機関紙の発行、ホームページ・メールマガジン等を利用した情報提供。	通年 随時	金沢市 内	5人	不特定多数の県民	700

令和3年度 活動予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなの力駅西

(単位:円)

科目	金額	
(資金収支の部)		
I 経常収益		
1 会費・入会金収入		
正会員会費・入会金収入	120,000	
支援会員会費・入会金収入	25,000	
賛助会員会費・入会金収入	15,000	160,000
2 事業収入		
介護保険法による居宅サービス事業	0	
介護保険法による地域密着型サービス事業	21,000,000	
介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業	460,000	
介護保険法による地域密着型介護予防サービス事業	0	
介護保険法による居宅介護支援事業	4,000,000	
障害福祉サービス事業	0	
地域生活支援事業	0	
移送サービス事業	60,000	
介護職員の養成・研修事業	0	
地域ふれあい事業・飲食事業・賃貸事業・旅館その他宿泊施設の設置、運営、管理の事業	6,000,000	
サービス付き高齢者向け賃貸宅・有料老人ホームの設置、運営、管理の事業	0	
上記各事業に関する情報提供事業	0	31,520,000
3 委託事業収入		
委託事業収入	50,000	50,000
4 補助金収入		
補助金収入	1,000,000	1,000,000
5 雑収入		
雑収入	50,000	50,000
経常収益 合計		32,780,000
II 経常費用		
1 事業費		
給料手当	15,000,000	
臨時雇賃金	253,400	
福利厚生費		
法定福利費	1,518,253	
福利厚生費	847,155	
会議費	350,000	
旅費交通費	600,000	
通信運搬費	600,000	
消耗品費	3,500,000	
給食費		
介護事業部	2,000,000	
まるまる屋	100,000	
修繕費	100,000	
印刷製本費	400,000	
車両費	2,000,000	
光熱水料費	600,000	
賃借料	1,164,000	
保険料	300,000	
諸会費	11,000	
委託費	1,200,000	
教育訓練費	100,000	
雑費	50,000	
貸倒引当金繰入額	2,800	30,696,608
2 管理費		
役員報酬	1,200,000	
会議費	30,000	
委託費	0	
雑費	10,000	
減価償却費	1,063,392	2,303,392
経常費用 合計		33,000,000
当期経常増減額		▲ 220,000
III 経常外収益		
長期借入金収入	1,000,000	1,000,000
IV 経常外費用		
長期借入金返済支出		600,000
法人税、住民税及び事業税		71,006
当期正味財産増加額		108,994
前期繰越正味財産額		15,220,086
次期繰越正味財産額		15,329,080

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和4年度 活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなの力駅西

(単位:円)

科目	金額	
(資金収支の部)		
I 経常収益		
1 会費・入金収入		
正会員会費・入金収入	120,000	
支援会員会費・入金収入	60,000	
賛助会員会費・入金収入	50,000	230,000
2 事業収入		
介護保険法による居宅サービス事業	0	
介護保険法による地域密着型サービス事業	21,000,000	
介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業	460,000	
介護保険法による地域密着型介護予防サービス事業	0	
介護保険法による居宅介護支援事業	4,000,000	
障害福祉サービス事業	0	
地域生活支援事業	0	
移送サービス事業	60,000	
介護職員の養成・研修事業	0	
地域ふれあい事業・飲食事業・賃貸事業・旅館その他宿泊施設の設置、運営、管理の事業	8,000,000	
サービス付き高齢者向け賃貸宅・有料老人ホームの設置、運営、管理の事業	0	
上記各事業に関する情報提供事業	0	33,520,000
3 委託事業収入		
委託事業収入	50,000	50,000
4 補助金収入		
補助金収入	1,000,000	1,000,000
5 雑収入		
雑収入	50,000	50,000
経常収益 合計		34,850,000
II 経常費用		
1 事業費		
給料手当	16,200,000	
臨時雇賃金	253,400	
福利厚生費		
法定福利費	1,518,253	
福利厚生費	847,155	
会議費	350,000	
旅費交通費	600,000	
通信運搬費	600,000	
消耗品費	3,500,000	
給食費		
介護事業部	2,000,000	
まるまる屋	100,000	
修繕費	100,000	
印刷製本費	200,000	
車輛費	2,000,000	
光熱水料費	600,000	
賃借料	1,164,000	
保険料	300,000	
諸会費	11,000	
委託費	1,200,000	
教育訓練費	100,000	
雑費	50,000	
貸倒引当金繰入額	2,800	31,696,608
2 管理費		
役員報酬	1,200,000	
会議費	30,000	
委託費	0	
雑費	10,000	
減価償却費	1,063,392	2,303,392
経常費用 合計		34,000,000
当期経常増減額		850,000
III 経常外収益		
長期借入金収入	0	0
IV 経常外費用		
長期借入金返済支出		600,000
法人税、住民税及び事業税		71,006
当期正味財産増加額		178,994
前期繰越正味財産額		15,329,080
次期繰越正味財産額		15,508,074

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。